

# 社会福祉法人公正会 役員等報酬規程

## (目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人公正会（以下「当法人」という）定款第8条および第21条の規定に基づき、役員（理事及び監事）及び評議員（以下「役員等」とする）の報酬等について定めるものとする。

## (報酬等の支給)

第2条 役員等には、勤務形態に応じて、次の通り報酬等を支給する。

(1) 常勤役員等については、理事会等出席交通費を支給することができるが、月額報酬は支給しない。また、賞与及び職務による出張の旅費は、職員給与規程及び旅費規程により支給し、役員としての退職慰労金は支給しないとする。

(2) 非常勤役員等については、業務に応じた報酬（理事会等出席交通費、職務による出張の旅費）、及び退職慰労金を支給するが、月額報酬、賞与は支給しない。

2 役員等に対する退職慰労金は、役員として円満に任期を満了後、再任のなかった場合、及び死亡により退任したものに支給するものとし、死亡により退任した者については、その遺族に支払うものとする。

## (役員等の報酬等の算定方法)

第3条 役員等に対する報酬等の金額は、次の通り定めるものとする。

- (1) 理事会等出席交通費は、別表1に定める額
- (2) 職務による出張の旅費は、別表2に定める額
- (3) 退職慰労金は、別表3に定める額

## (報酬等の支給時期)

第4条 役員等に対する報酬等の支給時期は、次の通りとする。

- (1) 理事会等出席交通費については、当該会議に出席した都度、支給する。
- (2) 出張の旅費は、当該旅行終了後、1週間以内に支給する。
- (3) 退職慰労金については、退任後、3ヵ月以内に支給する。

## (公表)

第5条 当法人は、この規定をもって、社会福祉法第五十九条の二第三項に定める報酬等の支給の基準として公表する。

## (改廃)

第6条 この規定の改廃は、評議委員会の承認を受けてから行う。

## (補則)

第7条 この規定の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定めることとする。

〈定款変更用〉

附則 この規程は、平成 29 年 4 月 1 日より施行する。

2. この規程の成立をもって、「役員旅費並びに会議費支出規程」および、「役員慰労金規程」を廃止する。

別表 1 (理事会等 出席交通費)

理事会等出席 1 回につき

役職名	常勤役員等	非常勤役員等
評議員	—	5,000 円
理事	5,000 円	5,000 円
監事	5,000 円	5,000 円

※上記金額は源泉所得税控除後の支払額である。

別表 2 (出張旅費)

	常勤理事等	非常勤理事等
日 当	職員旅費規定に準ずる	県外 2,000 円 県内 1,000 円
宿泊費	職員旅費規定に準ずる	甲地方 15,000 円 乙地方 13,000 円
交通費	実費分を費用弁償	実費分を費用弁償

※上記金額は源泉所得税控除後の支払額である。

別表 3 (退職慰労金)

役職名	常勤理事等	非常勤理事等
評議員	—	一期 30,000 円
理事	支給しない	一期 15,000 円
監事	支給しない	一期 15,000 円

ただし、特に功績のあったものに対しては、理事長が貢献度を勘案して増額して支給することができる。

※退職慰労金は上記金額から源泉所得税を控除して支給する。